

内閣参質九五第二号

昭和五十六年十月六日

内閣總理大臣 鈴木善幸

参議院議長 德永正利殿

参議院議員小平芳平君提出下水道における下水の排除方式と環境保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小平芳平君提出下水道における下水の排除方式と環境保護に関する質問
に対する答弁書

一について

(1) 新たに下水道を設置する場合には、原則として分流式下水道を採用するよう指導している。

(2) 昭和五十四年度末現在における全国の終末処理場四百二十九箇所のうち、分流式（一部分合流を含む。）は二百六十二箇所、合流式（一部分流を含む。）は百六十七箇所となつていて、

二、三及び四について

既設の合流式下水道については、当該地域における降水量、汚水の量及び水質、地形、下水の放流先の状況等を勘案し、必要に応じ、雨天時における雨水吐き又はポンプ場からの放流水

を減少させるための管渠の増設、貯留施設の設置等の対策を講じて いる。

五について

公共下水道の終末処理場からの排出水の汚染状態については、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項に基づきその許容限度に係る排水基準が定められており、その違反については、同法第三十一条第一項に罰則が定められている。

また、当該排出水の汚染状態については、排出者にその測定義務が課されているほか、必要に応じ、都道府県知事が報告徴収、立入検査等を行い、監視している。

六について

羽田ポンプ場からの放流水について御指摘のような事実が生じているとの報告は受けていな いが、東京都においては、同ポンプ場を含め、合流式下水道の改善について検討を行つて いる。と聞いている。

七について

昭和五十五年十月末における除害施設の整備状況は、別紙のとおりである。

また、特定施設から排除される下水については、当該特定施設の設置者に水質測定義務が課されているほか、必要に応じ、下水道管理者が報告徴収、立入検査等を行い、監視している。

別紙 都道府県別除害施設設置事業場数

北海道 七八六箇所 青森県 五七箇所 岩手県 二二箇所 宮城県 七六二箇所 秋田
県 二一箇所 山形県 二一六箇所 福島県 一八九箇所 茨城県 一六一箇所 栃木県
一五三箇所 群馬県 二七二箇所 埼玉県 二二五箇所 千葉県 一三一箇所 東京都
四、三三〇箇所 神奈川県 一、〇八三箇所 山梨県 三六七箇所 新潟県 一三九箇所
富山県 一四〇箇所 石川県 四八箇所 長野県 一二五箇所 岐阜県 八八箇所 静岡
県 九〇二箇所 愛知県 六四五箇所 三重県 一五四箇所 福井県 一六箇所 滋賀県
一四箇所 京都府 三三七箇所 大阪府 四、〇九一箇所 兵庫県 五七〇箇所 奈良県
三三箇所 和歌山県 一箇所 鳥取県 三二箇所 島根県 ○箇所 岡山県 一〇五箇所
広島県 四九四箇所 山口県 一三四箇所 徳島県 四三箇所 香川県 九七箇所 愛媛
県 一一〇箇所 高知県 二箇所 福岡県 五三二箇所 佐賀県 六一箇所 長崎県 一七

八箇所 熊本県 一一三箇所

大分県

五七箇所

宮崎県

六六箇所

鹿児島県

八七箇

所 沖繩県 四四箇所